企業版ふるさと納税活用事業の効果検証について（令和5年度）

1. 制度の概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生に関する事業に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度です。

2. 地域再生計画の認定

企業版ふるさと納税の制度を活用する場合、地方公共団体が地域再生計画を策定し、国から認定を受ける必要があります。

本市では、「まち･ひと･しごと米原創生総合戦略」に基づいた地域再生計画の認定を受けています。

＜地域再生計画における地方創生事業＞

（1）魅力ある雇用を創出し、女性や若者が活躍するまちを創る事業

（2）ひとが集い、若者世代が移り住むまちを創る事業

（3）滋賀県一子育てしやすいまちを創る事業

（4）駅を核として地域と地域を結ぶ、安心で安全なまちを創る事業

3. 寄附活用事業（令和5年度）

▼ひとが集い、若者世代が移り住むまちをつくる事業

（1）事業実績

事業名	伊吹山植生復元プロジェクト	寄附充当額	250 万円	担当課	まち保全課
事業概要	ニホンジカの捕獲強化、南側斜面の崩壊防止･植生回復、山頂･3合目の植生保全等を推進し、危機的状況にある伊吹山の復元に取り組む。 【寄附活用内容】 ･防護柵等の資材運搬のために、運搬用ドローン（保険料含む）を購入。 ･伊吹山植生復元プロジェクトを広く周知し、プロジェクトへの応援の輪を広げるために、伊吹山特設サイトを開設。				

（2）KPI（重要業績評価指標）

KPI	基準値（R2）	目標値（R6※）	実績値（R5）
観光入込客数	170 万人	224 万人	201 万人
移住件数	167 件	320 件	234 件

4. 事業の評価

令和5年度は、伊吹山植生復元プロジェクトを実施し、運搬用ドローンの導入による作業効率化、特設サイト

開設によるPR強化を図りました。KPIは未達成でしたが、伊吹山の植生復元は観光振興や関係人口の創出につながるものであり、引き続き地方創生事業として推進します。

5. 今後の取組方向

企業版ふるさと納税は、認定を受けた地域再生計画に基づき、市が取組む地方創生事業において幅広く活用できることから、引き続き積極的に寄付企業の募集を行います。